

**令和 3 年 3 月浜田市議会定例会議  
条例議案新旧対照表**

**（福祉環境委員会）**

# 新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

## 〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、▲▲▲▲とする。 2 〔略〕

## 目次

議案第8号	浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第16号	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について	…	3ページ
議案第18号	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	…	6ページ
議案第21号	浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について	…	12ページ

現行

改正後（案）

（債務の免除）

（債務の免除）

第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、当該右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、当該右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲
浜田准看護学校学生修学資金	市内の准看護師の確保及び質の向上を図るため、浜田准看護学校に在学する者のうち、2年次に在籍するものであって、将来市内の医療機関、福祉施設又は介護施設（以下この項において「医療機関等」という。）において看護に携わる職（以下この項において「看護職」という。）に従事しようとするものに対して、1年間に	1 修学資金の貸付けを受けた者（以下この項から第3項までにおいて「被貸与者」という。）が、准看護学校を卒業した日から1年（疾病、負傷その他のやむを得ない事由があるため准看護師の免許（以下この項において「免許」という。）を取得することができないと認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ日から1年）以内に免許を取得し、直ちに（准看護学校を卒業した後看護師を養成する学校又は養成所（以下この項において	(1) 引き続いて3年間（疾病、負傷その他のやむを得ない事由があるため看護職に従事することができないと認められる期間がある場合の当該期間を含む。）看護職に従事したとき。	債務の全部
			(2) 看護職に	債務の

貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲
浜田市看護学校等学生修学資金	市内における看護師及び准看護師の確保を図るため、浜田医療センター附属看護学校又は浜田准看護学校（以下この項において「看護学校等」という。）の学生のうち、将来市内の医療機関、福祉施設又は介護施設（以下この項において「医療機関等」という。）において看護に携わる職（以下この項において「看護職」と	1 修学資金の貸付けを受けた者（以下この項及び次項において「被貸与者」という。）が、看護学校等を卒業した日から1年（疾病、負傷その他のやむを得ない事由（以下この項において「疾病等の事由」という。）があるため看護師又は准看護師の免許（以下この項において「免許」という。）を取得することができないと認められる場合には、当該疾病等の事由がなくなった日から1年）以内に免許を取得し、直ちに（看護学校等を卒業した後他の看護職に従事する者を養成する学校又は養成所（以下この項において「他種の養成施設」という。）に進学した場合又は疾病等の事由があると認められる場合には、当該他種の養成施設を卒業した後又は当該疾病等の事由がなくなった後直ちに）市内の医療機関等において看護職に就いた場合で、引き続いて、修学資金の貸し付けを受けた期間の2		債務の全部

現行				改正後（案）						
超えない期間貸し付けた資金	「他種の養成施設」という。）に進学した場合又は疾病、負傷その他のやむを得ない事由があると認められる場合には、当該他種の養成施設を卒業した後又は当該やむを得ない事由がやんだ後直ちに）市内の医療機関等において看護職に就いた場合	従事した期間が3年に満たない場合において、修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上看護職に従事したとき。	一部	いう。）に従事しようとするものに対して、3年間を超えない期間貸し付けた資金	倍に相当する期間（疾病等の事由があるため看護職に従事することができないと認められる期間がある場合の当該期間を含む。）以上の期間看護職に従事したとき。					
	2 被貸与者が、前項に規定する看護職に従事する期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。	債務の全部	2 被貸与者が、死亡したとき、又は心身に重度の障がい <sup>が</sup> を有することとなったことにより修学資金を返還することが著しく困難であると認められるとき（前項の場合を除く。）。					債務の全部又は一部	2 被貸与者が、死亡したとき、又は心身に重度の障がい <sup>が</sup> を有することとなったことにより修学資金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部
[略]				[略]						

現行	改正後（案）																								
<p>（名称、位置及び定員）</p> <p>第 2 条 クラブの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p>	<p>（名称、位置及び定員）</p> <p>第 2 条 クラブの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="91 354 512 430">名称</th> <th data-bbox="521 354 960 430">位置</th> <th data-bbox="969 354 1104 430">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="91 437 1104 513">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 520 512 596">山ばと学級放課後児童クラブ</td> <td data-bbox="521 520 960 596">浜田市内田町 1117 番地 2</td> <td data-bbox="969 520 1104 596"><u>30 人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="91 603 1104 679">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	〔略〕			山ばと学級放課後児童クラブ	浜田市内田町 1117 番地 2	<u>30 人</u>	〔略〕			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1142 354 1559 430">名称</th> <th data-bbox="1568 354 2007 430">位置</th> <th data-bbox="2016 354 2150 430">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1142 437 2145 513">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 520 1559 596">山ばと学級放課後児童クラブ</td> <td data-bbox="1568 520 2007 596">浜田市内田町 1117 番地 2</td> <td data-bbox="2016 520 2150 596"><u>40 人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1142 603 2145 679">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	〔略〕			山ばと学級放課後児童クラブ	浜田市内田町 1117 番地 2	<u>40 人</u>	〔略〕		
名称	位置	定員																							
〔略〕																									
山ばと学級放課後児童クラブ	浜田市内田町 1117 番地 2	<u>30 人</u>																							
〔略〕																									
名称	位置	定員																							
〔略〕																									
山ばと学級放課後児童クラブ	浜田市内田町 1117 番地 2	<u>40 人</u>																							
〔略〕																									
<p>（開所時間）</p> <p>第 3 条 クラブの開所時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、<b>特に</b>必要があると認める場合は、<b>これを変更する</b> _____ ことができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 次に掲げる日 <u>午前 8 時</u> から午後 6 時まで ア～ウ 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>（開所時間）</p> <p>第 3 条 クラブの開所時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、 _____ 必要があると認める場合は、<b>午後 6 時から午後 6 時 30 分までを、延長時間として開所する</b> ことができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 次に掲げる日 <u>午前 7 時 30 分</u> から午後 6 時まで ア～ウ 〔略〕</p> <p><b>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、同項の開所時間及び延長時間を変更することができる。</b></p>																								
<p>（休所日）</p> <p>第 4 条 〔略〕</p> <p><b>2 前項に定めるもののほか、市長が別に定めるクラブは、1 月につき 2 回（第 5 土曜日がある月にあつては、3 回）の土曜日を休所日とすることができる。</b></p>	<p>（休所日）</p> <p>第 4 条 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p>																								
<p>（負担金等の納付）</p> <p>第 8 条 第 6 条第 1 項の規定による許可を受けた児童の保護者は<u>負担金</u> 及び別に定めるおやつ代等の経費を納付しなければならない。</p>	<p>（負担金等の納付）</p> <p>第 8 条 第 6 条第 1 項の規定による許可を受けた児童の保護者は、<u>負担金</u> 及び別に定めるおやつ代等の経費を納付しなければならない。</p>																								

現行

2 負担金の額は、別表に定めるとおりとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

別表（第8条関係）

区分		負担金の額（児童1人につき）
月額負担		5,000円
加算負担	土曜日の加算（月額）	1,500円
	夏休み期間の加算（年額）	5,000円

備考

1 同一世帯から2人以上の児童を入会させる場合における負担金の額は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 最も年齢の高い児童 この表に定める負担金の額

(2) 2番目に年齢の高い児童 この表に定める負担金の額の2分の1の額

改正後（案）

2 負担金の額は、児童1人につき月額5,000円とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる額を加算する。

(1) 第3条第1項ただし書の延長時間にクラブを利用する場合 日額300円（1月につき1,500円を上限とする。）

(2) 土曜日にクラブを利用する場合 月額1,500円

(3) 夏休み期間（7月又は8月）にクラブを利用する場合 月額2,500円

3 前項の規定にかかわらず、同一の世帯から2人以上の児童を入会させる場合における負担金の額は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 最も年齢の高い児童 前項に定める負担金の額

(2) 2番目に年齢の高い児童 前項に定める負担金の額の2分の1の額

(3) 前2号以外の児童 無料

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

現行	改正後（案）
<p><u>(3) 前2号以外の児童 無料</u></p> <p><u>2 土曜日の開所を月2回とするクラブに係る土曜日の加算（月額）は、この表に定める負担金の額の2分の1の額とする。</u></p> <p><u>3 負担金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</u></p>	<p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p>

現行	改正後（案）
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第 16 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項_____又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第 16 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、<b>第 35 条の 3 第 1 項</b>又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37</p>

現行	改正後（案）
<p>年法律第 144 号) 第 8 条第 2 項 (同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 22 条第 1 項第 1 号において同じ。) に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項 (同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。) に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和 44 年法律第 46 号。第 22 条において「租税条約等実施特例法」という。) 第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。) に、第 18 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>年法律第 144 号) 第 8 条第 2 項 (同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 22 条第 1 項第 1 号において同じ。) に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項 (同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。) に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和 44 年法律第 46 号。第 22 条において「租税条約等実施特例法」という。) 第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。) に、第 18 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p>
<p>(保険料の減額)</p>	<p>(保険料の減額)</p>
<p>第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63 万円) とする。</p>	<p>第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63 万円) とする。</p>
<p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額 (青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当</p>	<p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額 (青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当</p>

現行	改正後（案）
<p>所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても、同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<b>地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額</b></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても、同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<b>地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項</b></p>

現行	改正後（案）
<p>_____を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<b>地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額</b></p> <p>_____に 28 万 5,000 円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<b>地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額</b></p>	<p><b>に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額</b>を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<b>地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）</b>に 28 万 5,000 円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<b>地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、</b></p>

現行	改正後（案）
<p>_____に 52 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則 （公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）</p> <p>第 2 条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 22 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第 313 条第 3 項」とあるのは「地方税法第 313 条第 3 項」と _____ する。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第 5 条 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<b>新型インフ</b></p>	<p><b>同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額</b>）に 52 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則 （公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）</p> <p>第 2 条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 22 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第 313 条第 3 項」とあるのは「地方税法第 313 条第 3 項」と、<b>「110 万円」とあるのは「125 万円」と</b>する。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第 5 条 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（_____</p>

現行	改正後（案）
<p><b>ルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。</b></p> <hr/> <p>）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p><b>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。</b></p> <hr/> <p><b>以下同じ。</b>）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 〔略〕</p>

現行			改正後（案）		
別表第 1（第 3 条関係）			別表第 1（第 3 条関係）		
〔略〕			〔略〕		
福浦地区漁業集落排水処理施設	浜田市三隅町西河内 2029 番地先公有水面埋 立地	福浦、晴海台	福浦地区漁業集落排水処理施設	浜田市三隅町西河内 2029 番地先公有水面埋 立地	福浦、晴海台
<u>地方地区農業集落排水処理施設</u>	<u>浜田市三隅町三隅 442 番地 1</u>	<u>八曾、駅前、谷、海石、岡崎、鼓田、森溝下及び森溝上の一部</u>	岡見地区農業集落排水処理施設	浜田市三隅町岡見 10 番地 8	朝日ヶ丘、東高縄、西高縄、岡見郷、中山東の一部、中山西の一部
岡見地区農業集落排水処理施設	浜田市三隅町岡見 10 番地 8	朝日ヶ丘、東高縄、西高縄、岡見郷、中山東の一部、中山西の一部	〔略〕		
〔略〕			〔略〕		

浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成 17 年浜田市条例第 238 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
〔略〕			〔略〕		
福浦地区漁業集 落排水処理施設	受益者 1 戸につき 10 万 5 千円	集落排水処理施設 使用開始届に記載 された開始日	福浦地区漁業集 落排水処理施設	受益者 1 戸につき 10 万 5 千円	集落排水処理施設 使用開始届に記載 された開始日
<u>地方地区農業集 落排水処理施設</u>	<u>受益者 1 戸につき 10 万 5 千円</u>	<u>集落排水処理施設 使用開始届に記載 された開始日</u>	岡見地区農業集 落排水処理施設	受益者 1 戸につき 10 万 5 千円	集落排水処理施設 使用開始届に記載 された開始日
岡見地区農業集 落排水処理施設	受益者 1 戸につき 10 万 5 千円	集落排水処理施設 使用開始届に記載 された開始日	〔略〕		
〔略〕			〔略〕		

## インフルエンザ予防接種費用助成及び 浜田市外来検査センターの実施状況について

### インフルエンザ予防接種費用助成事業

- 1 対象 1歳以上の全市民
- 2 助成額 1人1回3,500円を助成（1歳～小学6年生は1回目3,500円、2回目2,500円を助成）  
自己負担は、概ね1回あたり1,000円程度  
生活保護受給者は全額助成
- 3 実施期間 令和2年10月1日（木）～令和3年1月30日（土）
- 4 予防接種実施件数（総数 39,961件） （令和3年2月22日現在報告数）

区分		10月実施分 (下段：昨年度実績)	11月実施分 (下段：昨年度実績)	12月実施分 (下段：昨年度実績)	1月実施分 (下段：昨年度実績)	合計(10月～1月) (下段：昨年度実績)	接種率 (カッコ内は 対象者数)※1	
定期 接種	65歳以上※2	11,391 件 (2,262)	3,561 件 (7,710)	594 件 (1,614)	31 件 (210)	15,577 件 (11,796)	80.0% (19,481人)	
任意 接種	1歳～ 小学6年生	1回目	2,411 (1,368)	1,246 (1,472)	286 (340)	10 (11)	3,953 (3,191)	81.3% (4,863人)
		2回目	304 (64)	2,019 (1,221)	1,133 (1,296)	86 (116)	3,542 (2,697)	72.8% (4,863人)
	中学1年生～64歳	5,042 (-)	9,494 (-)	2,184 (-)	169 (-)	16,889 (-)	60.1% (28,092人)	
合計		19,148 (3,694)	16,320 (10,403)	4,197 (3,250)	296 (337)	39,961 (17,684)	69.5% (実人数での割合)	

※1 令和2年10月1日現在の人口。

※2 60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器、免疫機能障がいがあつて、  
身体障害者手帳1級相当の人を含む。

### 浜田市外来検査センター事業

- 1 対象 浜田市内の医療機関より検査が必要と認められ紹介された患者  
(有症状者。小学生以下は小児科にて対応)
- 2 開設日時 月曜日から木曜日：13時から15時 金曜日：10時から12時
- 3 受付日時 月曜日から金曜日 8時30分から16時
- 4 休所日 土・日・祝日、12月29日から翌年1月3日
- 5 検査料 無料（医療機関での診察は料金が発生）
- 6 検査方法 抗原定量検査
- 7 検査実績（週間）

	依頼件数	検体採取	陽性	陰性	開設日数
12月21日～	0	0	—	—	5
12月28日～	1	1	0	1	1
1月4日～	8	8	0	8	5
1月11日～	2	2	0	2	4
1月18日～	2	2	0	2	5
1月25日～	2	2	0	2	5
2月1日～	1	1	0	1	5
2月8日～	1	1	0	1	4
2月15日～	0	0	0	0	5
合計	17	17	0	17	39

## 浜田市子育て世代包括支援センターについて

浜田市子育て世代包括支援センター（令和 4 年 4 月オープン予定）の完成予想図（パース）及び平面図について、次のとおり報告します。

### 1 完成予想図（パース）



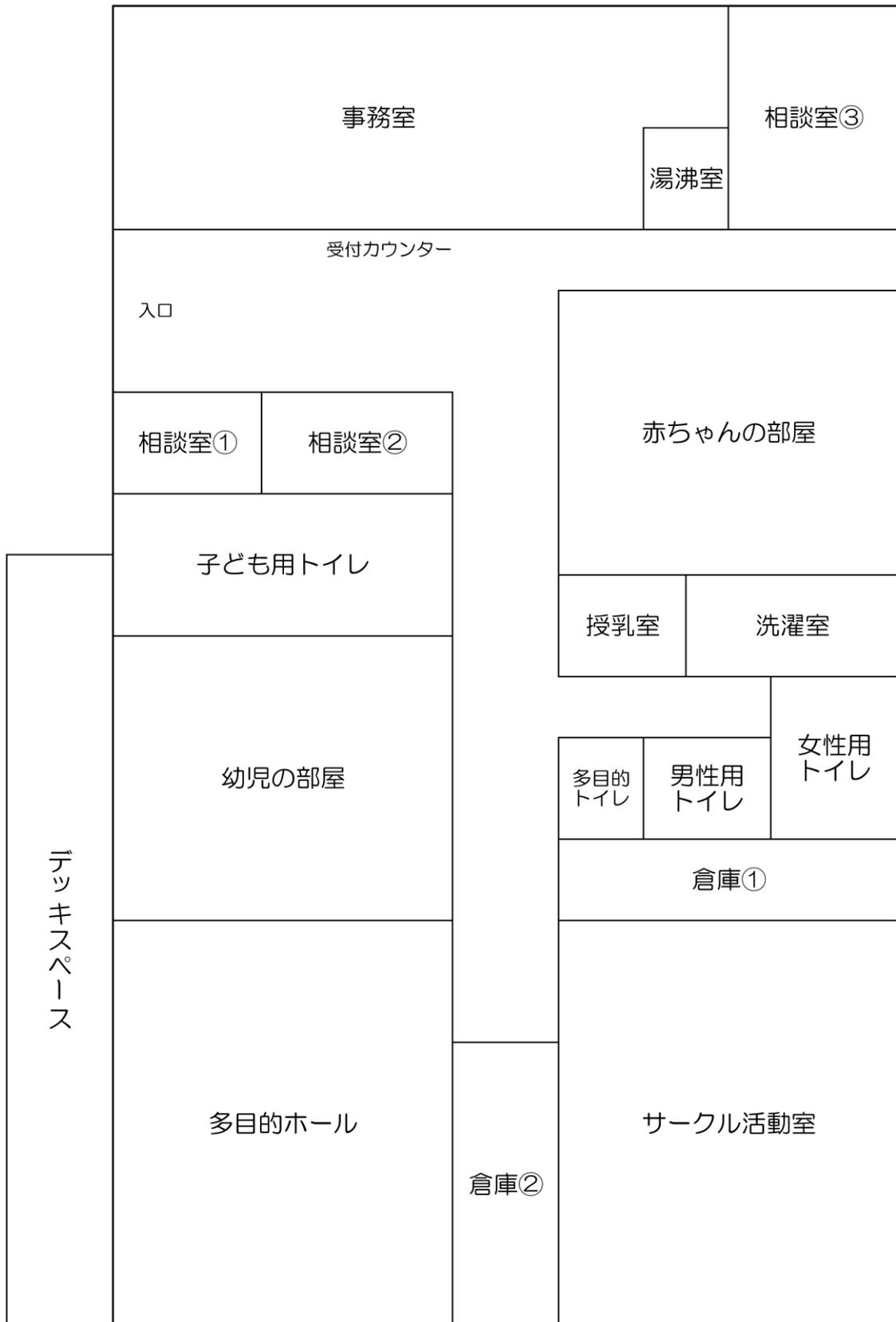
外観は、木造を採用したこと等により、和風を基調としたモダンなデザインとしています。

また、室内廊下の天井部分は、小屋組を見せるよう工夫をしています。

内部の主要諸室には、木の温かみを感じられるよう、床、腰壁、一部の天井に地元木材を採用する予定としています。

園庭は、歩き始めの子どもも安心して遊べるように、人工芝を採用したほか、築山や砂場を整備する予定としています。

2 平面図



浜田市

まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス

浜田市は、若者が暮らしやすいまちをつくります！

～ 「浜田で出会い・結婚・出産・子育て」 応援プログラム ～

令和3年2月

## Ⅰ 背景

当市の人口推移を見ると、若者の就学や就職による転出者数が増加し、それにともない出生数の減少が進んでいる状況にあります。15歳から39歳までの人口は、現在の「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した5年前と比較すると14.6%減少し、元気で活力ある地域づくりに欠かせない若い世代の定着が課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、地方への暮らしが見直されつつある中、地方への人口分散の受け入れ態勢、特に、テレワーク等の新たな生活様式に対応できる基盤整備が求められています。

島根県では、令和2年3月に新たな島根創生計画を策定し、基本目標の一つとして、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを掲げて取組を始めており、本市も、国や県の戦略と歩調を合わせて人口減少対策に取り組む必要があります。

そのような背景のもと、「浜田市まち・ひと・しごと総合戦略」では、令和元年11月に計画期間を2年延長し、今後の新たな取組として、次の施策を展開することとし、この施策については、総合振興計画後期基本計画（令和4年度～令和7年度）にも引き継いで取り組んでいくこととしています。

### 「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス」のイメージ

#### 現状

企業促進奨励金	ふるさと農業研修生受入事業	企業立地促進事業
起業家支援プロジェクト	第3子以降保育料軽減事業	無料職業紹介事業
<b>浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略</b> <b>(平成27年度～令和3年度)</b>		
雇用促進協議会事業	乳幼児等健康診査事業	敬老乗車券交付事業
安心お産応援事業	児童医療費助成事業	ほか



#### 追加

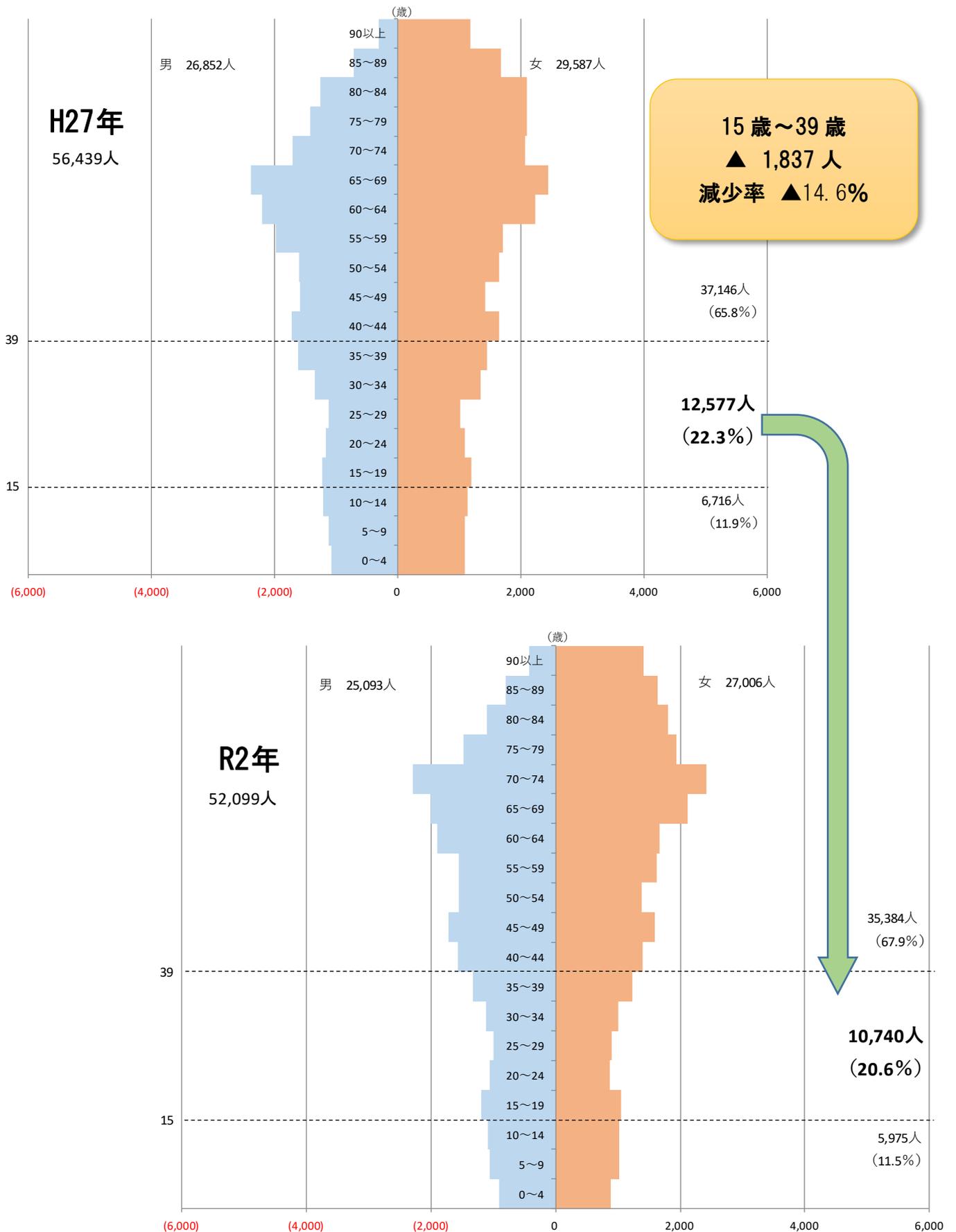
### 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス<sup>+</sup>

浜田市は、若者が暮らしやすいまちをつくります！

～「浜田で出会い・結婚・出産・子育て」応援プログラム～

**(令和3年度～令和7年度)**

【浜田市の年齢階層別人口】

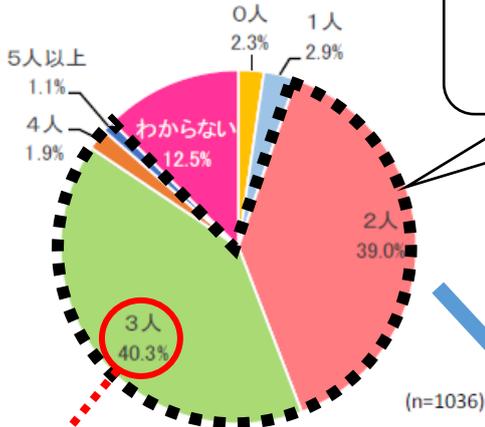


※ 住民基本台帳より（外国人を除く）H27.5.1現在 及び R2.10.1現在

## II 現状

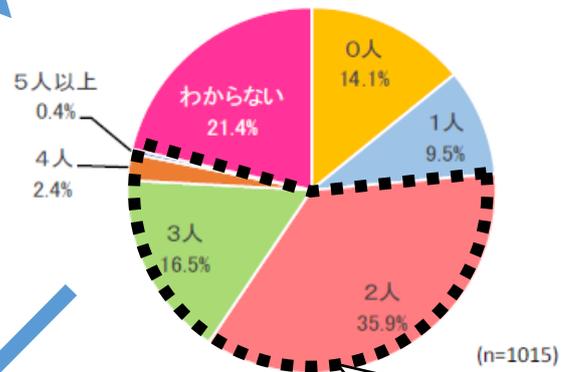
### ① 子どもの人数

【理想的な子どもの数】



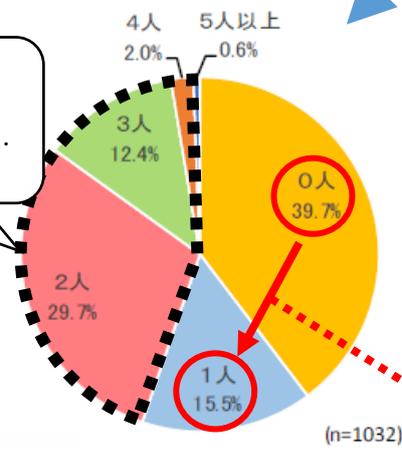
理想的な子どもの数は  
2人以上が8割を超えます！

【実際に予定している子どもの数】



予定している子どもの数でも  
2人以上が5割を超えます！

【子どもの数】



子どもの数では  
2人以上が5割以下に…

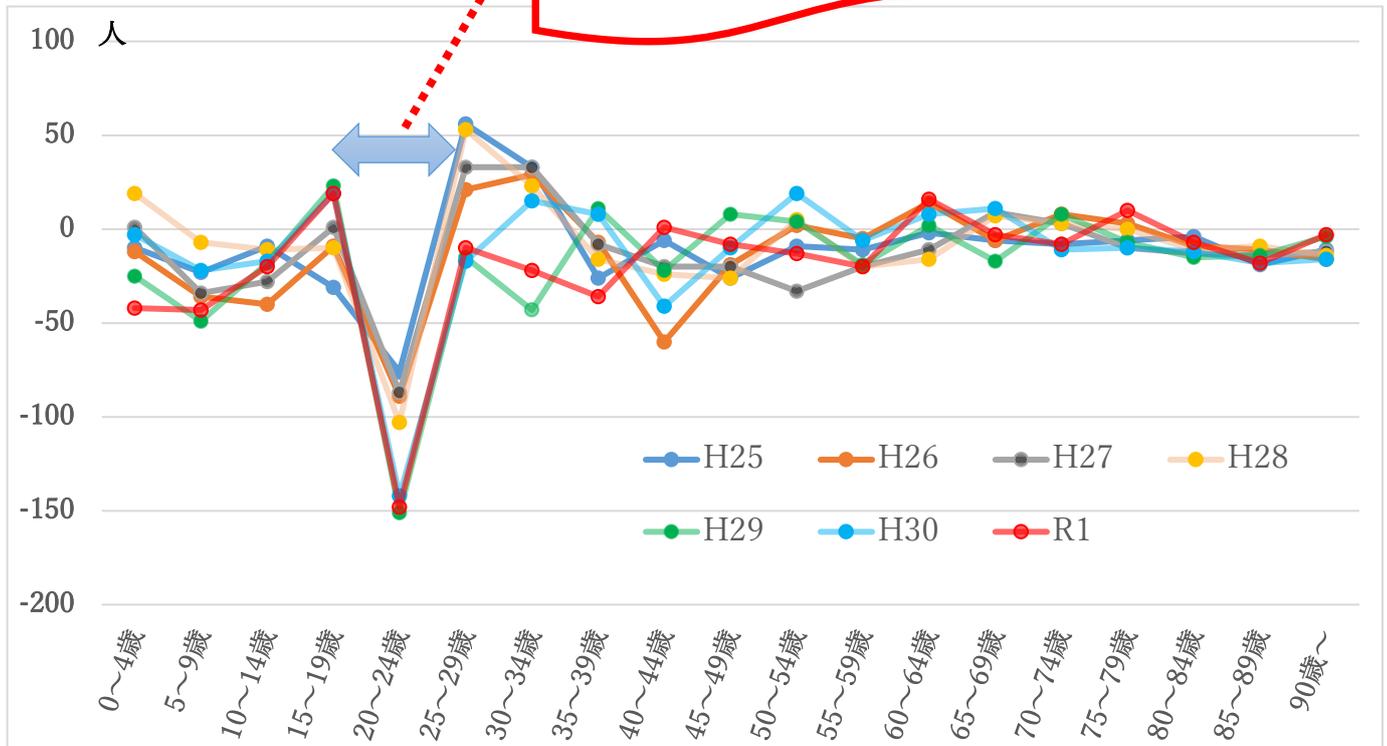
**施策 1**  
子どもの数を0から1へ

**施策 2**  
理想の子どもの数へ

グラフは令和2年4月「しまねっ子すくすくプラン別冊」から引用

② 若者の社会増減数

**施策3**  
若者の社会減を減らす  
**施策4**  
新たな生活様式へ



(単位：人)

	0 ～ 4歳	5 ～ 9歳	10 ～ 14歳	15 ～ 19歳	20 ～ 24歳	25 ～ 29歳	30 ～ 34歳	35 ～ 39歳	40 ～ 44歳	45 ～ 49歳	50 ～ 54歳	55 ～ 59歳	60 ～ 64歳	65 ～ 69歳	70 ～ 74歳	75 ～ 79歳	80 ～ 84歳	85 ～ 89歳	90歳 以上
H25	-10	-23	-9	-31	<b>-76</b>	<b>56</b>	33	-26	-6	-26	-9	-11	-2	-6	-8	-6	-4	-19	-11
H26	-12	-36	-40	-9	<b>-89</b>	<b>21</b>	29	-7	-60	-19	2	-5	14	-6	8	3	-9	-11	-16
H27	1	-34	-28	1	<b>-87</b>	<b>33</b>	33	-8	-20	-20	-33	-20	-11	9	3	-10	-13	-14	-12
H28	19	-7	-11	-10	<b>-103</b>	<b>53</b>	23	-16	-24	-26	5	-20	-16	7	3	0	-11	-9	-14
H29	-25	-49	-18	23	<b>-151</b>	<b>-15</b>	-43	11	-22	8	4	-19	2	-17	8	-7	-15	-14	-4
H30	-3	-22	-17	19	<b>-142</b>	<b>-17</b>	15	8	-41	-10	19	-6	8	11	-11	-10	-12	-18	-16
H31	-42	-43	-20	19	<b>-148</b>	<b>-10</b>	-22	-36	1	-8	-13	-20	16	-3	-8	10	-7	-18	-3

### III 新たな取組



#### 【施策1】 出会い・結婚・出産への支援 ～子どもの数を0人から1人へ～

8割以上の方が、子どもを1人以上欲しいと考えている中、実際の子どもの数では0人が約4割を占めている状況です。子どもが欲しい人への支援を充実することで、理想とする子どもの人数を産み育てることができる浜田市を目指します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
結婚新生活支援事業交付件数 ※目標値は5年間の累計件数	0件 (令和2年度)	550件 (令和7年度)
認定事業所数 ※目標値は5年間の累計事業所数	0事業所 (令和2年度)	70事業所 (令和7年度)
一般不妊治療費助成件数 ※目標値は5年間の累計件数	63件 (令和元年度)	350件 (令和7年度)
特定不妊治療費助成件数 ※目標値は5年間の累計件数	32件 (令和元年度)	200件 (令和7年度)

(主な事業等)

- 男女の出会い創出事業【拡充】  
⇒ 民間団体が行う出会い創出を支援
- 結婚新生活支援事業【新規】  
⇒ 結婚に対し、国の「結婚新生活支援事業」による支援または、国の事業の対象から外れる場合は、市独自の「結婚祝い金の支給」による支援
- 出会い・結婚・出産・子育て応援事業所認定事業【新規】  
⇒ 従業員の出会いから子育てを制度や休暇取得等によって応援している事業所を認定
- 産前産後家事支援サポーター派遣事業【拡充】  
⇒ 妊娠中から生後6か月までの子どもを持つ親に対するおためし券の無料配布
- 不妊治療支援事業【拡充】  
⇒ 一般不妊治療・特定不妊治療ともに現行制度を拡充



#### 【施策2】 第3子以降の出生に向けた支援 ～理想の子どもの数へ～

理想的な子どもの数が3人という数字が約4割を占めるなか、予定している子どもの数や実際の子どもの数は0人から2人が大半を占めています。総合戦略の目標としている合計特殊出生率2.17を目指すため、3人目以降の出生について重点的に支援していくとともに、父親の家事・育児への参加を推進し子育てへの負担軽減を図るなど、出生数の増加につなげる施策を展開します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
第3子以降出生祝い金交付件数 ※目標値は5年間の累計件数	0件 (令和2年度)	350件 (令和7年度)

(主な事業等)

- ① 第3子以降 子育て支援事業【新規】  
⇒ 第3子以降の子どもに対し、次の支援を展開します。

- ・ 出生祝い金支給
- ・ 保育料無償化
- ・ 保育所等給食費無償化

## ② その他の子育て支援事業

### ○ ファミリー・サポート・センター運営事業【拡充】

⇒ 生後3か月から小学校6年生までの子どもを持つ親に対し、新規登録時におためし券を無料配布

### ○ 紙おむつ廃棄用ごみ袋配布事業【新規】

⇒ 令和3年4月1日以降に生まれ、かつ満1歳までの新生児又は乳児の保護者に対し、紙おむつ廃棄用のごみ袋を配布

### ○ 学校給食費激変緩和対策事業【継続】

⇒ 現行制度の延長

### ○ 産前産後家事支援サポーター派遣事業（再掲）

### ○ 出会い・結婚・出産・子育て応援事業所認定事業（再掲）

## 【施策3】若者の暮らしやすいまちづくり ～若者の社会減を減らす～



移住希望者と人手不足に悩む地元事業所とのマッチングを行う事業協同組合を支援するなど、若者等の定住の促進を図ります。また、若者の暮らしやすいまちづくりに向けた新たな発想、施策を展開するため、異業種の若者が集い、語り合う場所を提供します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （基準年度）	目標値 （目標年度）
15歳から39歳までの人口	10,740人 （令和2年度）	10,000人 （令和7年度）

※ 目標値は、若者世代が毎年200人程度減少するという推計を踏まえ、減少幅を150人程度にとどめるよう設定

（主な事業等）

### ○ 特定地域づくり事業協同組合支援事業【新規】

⇒ 浜田市に移住する若者等の市内企業への派遣やU・Iターン者が活躍できる場を創出し、定住促進を図る

※ 令和3年当初予算においては「音楽を核とした定住促進事業」

### ○ はまだITらば設置事業【新規】

⇒ ITを核としたワーキングスペースやシェアオフィスを設置し、若者の交流を図る

### ○ 若者会議設置事業【新規】

⇒ 若者で構成された組織を立ち上げ、若者の発想による新たな施策を実現

### ○ 移住・定住情報サイト作成事業【新規】

⇒ 若者等のU・Iターン者に特化した移住定住サイトの構築

### ○ 看護学校学生等修学資金貸付事業【新規】

⇒ 浜田医療センター附属看護学校等の学生への奨学金支給

#### 【施策4】新たな生活様式への対応 ～新たな生活様式へ～

新型コロナウイルスの感染拡大により、テレワークや新たな生活様式、地方への人口分散に対応するため、通信基盤の整備が最優先の課題と考え、全市に高速通信基盤を整備するとともに、その有効活用に向けた地域情報化計画を策定するなど、デジタル推進（DX推進）に取り組めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （基準年度）	目標値 （目標年度）
高速情報通信網 市内カバー率	80.72% （令和2年度）	100% （令和7年度）
地域情報化計画の策定	0% （令和2年度）	100% （令和7年度）

（主な事業等）

○ 高速情報通信基盤整備事業【新規】

⇒ 市内のケーブルテレビ回線の光回線化

浜田市は SDGs（持続可能な開発目標）を支援しています。

表紙のロゴは、新たな取組をSDGs 17のゴールで表しています。



SDGs とは：Sustainable Development Goals の略であり、2015年9月の国連サミットで採択

「浜田で出会い・結婚・出産・子育て」応援プログラム 「総合戦略追加施策」

【金額は事業費ベース】

		出会い・結婚	妊娠・出産	子育て	うち第3子以降支援（再掲）
相談等で応援	現在の取組	<input type="checkbox"/> 婚活支援 ～「はぴこ」等の婚活支援団体と提携	<input type="checkbox"/> 妊婦健診・妊婦歯科健診(無料) <input type="checkbox"/> 産前産後家事支援サポーター派遣事業(2時間 400円) <input type="checkbox"/> 産婦健診(無料：産後2週間・1か月) <input type="checkbox"/> 産後ケア(利用料0円～1,000円) <input type="checkbox"/> こんにちは赤ちゃん訪問 <input type="checkbox"/> 新生児聴覚検査(2,000円助成) <input type="checkbox"/> 乳幼児健康診査(無料) <input type="checkbox"/> 乳幼児健康相談(すくすく) <input type="checkbox"/> 離乳食・幼児食教室(すくすく)	<input type="checkbox"/> 絵本無料配布(生後5ヵ月児) <input type="checkbox"/> 育児相談(子育て支援センター) <input type="checkbox"/> ファミリーサポート(30分 300円)	
	新たな取組	① 男女の出会い創出事業(拡充) 【529千円/年】 民間団体等が行う出会い創出支援	⑤ 産前産後家事支援サポーター派遣事業(拡充) 【216千円/年】 おためし券の無料配布	⑩ ファミリー・サポート・センター運営事業(拡充) 【60千円/年】 おためし券の無料配布	
		②・④ 出会い・結婚・出産・子育て応援事業所認定事業【505千円/年】 (職員の出会いから子育てまでを応援し、働きやすい職場環境を整備することを宣言した事業所を「応援事業所」として認定)			
経済的支援	現在の取組		<input type="checkbox"/> 一般不妊治療支援 ・国制度なし ・市独自制度：上限8万円/年間(3年間) <input type="checkbox"/> 特定不妊治療支援 ・県：上限15万円(治療内容により7.5万円) (年齢で3～6回) 初回30万円(妻43歳未満。夫婦所得730万円未満) ・市独自制度：7.5万円(治療内容により3万円) (年齢で3～6回、妻43歳未満。所得制限なし)	<input type="checkbox"/> 児童手当 (3歳未満1.5万円、3歳以上1万円、 第3子以降1.5万円) <input type="checkbox"/> 保育料の軽減 ・市の保育料 国基準の6割 ・子ども数等に応じ1/2、1/3軽減 <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成 ・未就学児 負担なし	<input type="checkbox"/> 児童手当 (1.5万円) <input type="checkbox"/> 保育料の軽減 (2/3又は1/2) <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成 ・未就学児 負担なし
	新たな取組	③ 結婚新生活支援事業 【21,000千円/年】 ・結婚新生活支援事業(国) 要件：夫婦ともに39歳以下 世帯所得400万円以下等 支給額：上限30万円 ・結婚祝い金支給事業(市独自) 要件：女性43歳未満 所得制限なし 等 支給額：定額10万円	⑥ 不妊治療支援【300千円/年】 <input type="checkbox"/> 一般不妊治療支援(拡充) ・市独自制度：上限10万円/年間(3年間) (既存事業から上限2万円の上乗せ) <input type="checkbox"/> 特定不妊治療支援(拡充) ・市独自制度：上限12.5万円(治療内容により5万円) (既存事業から上限2万円～5万円の上乗せ) ⑦ 第3子以降出生祝い金支給【22,807千円/年】 (30万円/回)	⑧ 第3子以降保育所等給食費無償化 【16,318千円/年】 ⑨ 第3子以降保育料無償化【12,738千円/年】 ⑪ 紙おむつ廃棄用ごみ袋配布【0円/年】 ⑫ 学校給食費激変緩和対策事業【7,000千円/年】	【51,863千円/年】 ⑦ 第3子以降出生祝い金支給 ⑧ 第3子以降保育所等給食費無償化 ⑨ 第3子以降保育料無償化

現在の取組(白色) 事業費総額：約11億円/年  
 新規・拡充(黄色) 事業費総額：74,473千円/年(⑫を除く)  
 ※一般財源：66,120千円/年(⑫を除く)

その他 総合戦略追加項目

<p>活動等を応援</p>	<p>新たな取組</p>	<p>⑬ 特定地域づくり事業協同組合支援事業【10,927千円/年】          浜田市に移住する若者等の市内企業への派遣やU・Iターン者が活躍できる場を創出し、定住促進を図る。          ※ 令和3年当初予算においては「音楽を核とした定住促進事業」で計上</p> <p>⑭ はまだITらぼ設置事業【未定】          まちなか（商店街等）にある空き家スペースを活用し、ITを核としたワーキングスペースやシェアオフィスとの複合施設を公営で設置し、若者の交流を図る。</p> <p>⑮ 若者会議設置事業【380千円/年】          若者で構成した会議を立ち上げ、若者自らが企画・提案した内容を事業化していく。</p> <p>⑯ 移住・定住情報サイト作成事業【1,385千円/年】          若者等のU・Iターン者に特化した移住定住サイトを構築する。</p> <p>⑰ 看護学校学生等就学資金貸付事業【22,680千円/年】          市内外から浜田医療センター附属看護学校に優秀な生徒の確保を目的とするとともに、浜田市内の看護職従事者の安定的な確保を図る。</p> <p>⑱ 高速情報通信基盤整備事業【2,513,340千円（令和2年度～令和8年度）】          市の所有するケーブルテレビ回線を光回線へ改修する。</p>
---------------	--------------	--

## 新型コロナウイルスワクチン接種対応について

### 1 接種順位等

先行して実施される医療従事者の接種に続き、次により市民の方々への接種を進める予定。ただし、ワクチン供給状況等により対象者及び時期は流動的。

- ① 65歳以上の高齢者及び特例の高齢者施設従事者 約 20,000 人
- ② 基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者 約 32,600 人
- ③ それ以外の方 (16歳未満 約 6400 人含む)

	3月			4月			5月以降
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
65歳以上			④接種券発送	①65歳以上の高齢者※特例の高齢者施設の従事者含む			
65歳未満						⑤接種券発送	②基礎疾患を有する方 高齢者施設等の従事者 ③それ以外の方

対象者の80%が接種すると仮定すれば、  
 全体で  $52,600 \text{人} \times 80\% \times 2 \text{回} = 84,160 \text{回}$   
 うち、高齢者では、  $20,000 \text{人} \times 80\% \times 2 \text{回} = 32,000 \text{回}$  の接種が必要。

### 2 実施の方法

#### ① の方

- 地域の医療機関での個別接種にて接種を開始予定。  
接種状況により、その他の方法で補完。

- 高齢者施設入所者は、原則、施設での接種。

※ 医療機関等へのワクチン配送や予約対応等の具体的な運用は関係機関と調整を進める。

※ 実施開始日が定まれば、④接種券を送付する。

#### ② 及び③の方

- ①の状況により、対応を検討。

※ 実施開始日が定まれば、⑤接種券を送付する。

### 3 準備状況

- 接種開始に先立ち、④「接種券」及び「予診票」の発送を準備中
- 問い合わせ専用のコールセンターを設置予定。